



市 章

大津市公報

令 和 8 年 3 月 25 日
号 外 (第 13 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
○ 条 例	
1 大津市議会会議条例の一部を改正する条例	1
2 大津市議会傍聴条例の一部を改正する条例	4
3 大津市議会委員会条例の一部を改正する条例	5
4 大津市議会委員会等傍聴条例の一部を改正する条例	7

条 例

大津市議会会議条例の一部を改正する条例を公布する。
令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第1号

大津市議会会議条例の一部を改正する条例
大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第16章 補則（第72条） （事件の撤回又は訂正及び動議の撤回） 第12条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。ただし、会議の議題となる前の事件の撤回又は訂正及び動議の撤回は、議長の許可を得てこれを行うことができる。 2 前項の規定による承認又は許可を得ようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。 （請願の訂正又は取下げ） 第41条 請願者が請願の訂正又は取下げ（以下「訂正等」という。）をしようとするときは、当該請願が会議の議題となったものについては表決の前に限り当該委員会の承認を得た後に議会の同意を得て、会議の議題となる前においては議長の承認を得て、行うことができる。 2 一略— （紹介の取消し） 第42条 紹介議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、当該請願が会議の議題となったものについては表決の前に限り当該委員会の承認を得た後に議会の同意を得て、会議の議題となる前においては議長の承認を得て、取り消すことができる。 2 一略—	目次 第16章 補則（第72条—第74条） （事件の撤回又は訂正及び動議の撤回） 第12条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前の事件の撤回又は訂正及び動議の撤回は、議長の許可を得てこれを行うことができる。 2 前項の規定による許可を得ようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。 （請願の訂正又は取下げ） 第41条 請願者が請願の訂正又は取下げ（以下「訂正等」という。）をしようとするときは、当該請願が会議の議題となったものについては表決の前に限り当該委員会の許可を得た後に議会の同意を得て、会議の議題となる前においては議長の許可を得て、行うことができる。 2 一略— （紹介の取消し） 第42条 紹介議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、当該請願が会議の議題となったものについては表決の前に限り当該委員会の許可を得た後に議会の同意を得て、会議の議題となる前においては議長の許可を得て、取り消すことができる。 2 一略—

(決定書の交付)

第51条 議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかを決定したときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第16章 補則

(決定の通知)

第51条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第16章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第72条 議会又は議長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの条例（これに基づく規程を含む。以下この条及び次条において「条例等」という。）の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうち条例等の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関する条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関する条例等の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第3条第1項各号に掲げる会議の日時等を記載した議事日程、第18条に規定する委員長及び少数意見を報告した者の報告並びに請願書に係るものにあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項に

ついて当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができ
る措置をとるとともに、当該通知を受ける者
に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して
当該措置がとられた旨の通知を發した時のいづれ
か早い時)に当該通知を受ける者に到達したもの
とみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知
のうち当該通知に関する条例等の規定において署名
し、若しくは連署し、又は記名押印すること
(以下この項において「署名等」という。)が規
 定されているものを第1項又は第2項の電子情報
 処理組織を使用する方法により行う場合には、当
 該署名等については、当該署名等に関する規定に
 かかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置で
 あって議長が定めるものをもって代えることが
 できる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通
知を受ける者について対面により本人であること
を確認すべき事情がある場合、議会等に対して行
われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうち
にその原本を確認し、又は交付する必要があるも
のがある場合その他の当該通知のうちに第1項又
は第2項の電子情報処理組織を使用する方法によ
り行うことが困難又は著しく不相当と認められる
部分がある場合として議長が定める場合には、議
長が定めるところにより、当該通知のうち当該部
分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。
この場合において、第3項中「行われた通知」と
あるのは、「行われた通知(第6項の規定により
前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項
から第5項までにおいて同じ。)」とする。
(電磁的記録による作成等)

第73条 条例等の規定(第13条に規定する選挙又は
第34条に規定する表決に係る投票の用紙を除
く。)において議会等が文書等を作成し、又は保
 存すること(次項において「作成等」という。)
 が規定されているものについては、当該規定にか
 かわらず、議長が定めるところにより、当該文書
 等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等につい
ては、当該作成等に関する条例等の規定により文
書等により行われたものとみなして、当該作成等
に関するこの条例等の規定を適用する。

(その他)

第74条 一略一

別表(第70条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
一略一	一略一	一略一	一略一
一略一	一略一	一略一	一略一

(その他)

第72条 一略一

別表(第70条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
一略一	一略一	一略一	一略一
一略一	一略一	一略一	一略一

議会災害 対策会議	一略一	一略一	一略一
一略一	一略一	一略一	一略一

議会業務 継続会議	一略一	一略一	一略一
一略一	一略一	一略一	一略一

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(大津市議会意思決定条例の一部改正)
- 大津市議会意思決定条例（平成29年条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第2項の表大津市議会会議条例の部2の項中「承認」を「許可」に改める。

大津市議会傍聴条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第2号

大津市議会傍聴条例の一部を改正する条例

大津市議会傍聴条例（平成26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(傍聴券の発行)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>(1) <u>刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者</u></p> <p>(2) <u>鉢巻き、腕章(報道関係者が着用する腕章を除く。)、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u></p> <p>(3) <u>垂れ幕、ポスター、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u></p> <p>(4) <u>笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</u></p> <p>(5) <u>ラジオ、拡声器、カメラ、ビデオカメラ、録音機の類を持っている者。ただし、第8条第1項ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。</u></p> <p>(6) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(7) <u>前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者</u></p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>傍聴人</u>に対し係員をして、前項第1号から第5号までに規</p>	<p>(傍聴券の発行)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>(1) <u>刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を持っている者</u></p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(3) <u>動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を連れている者</u></p> <p>(4) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(5) <u>その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>傍聴しよ</u>うとする者に対し、係員をして、前項第1号及び</p>

定する物品の所持又は携帯の有無を質問させることができる。

3 一略一

4 一略一

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 一略一

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、騒ぎ立てること等会議の進行を妨げ、又は他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 帽子を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 携帯電話等音声を発生する機器の電源を切ること。

(7) 傍聴席の手すりに手をかけて乗り出し、議場をのぞき見しないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

2 一略一

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 一略一

4 一略一

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 一略一

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 食事又は喫煙をしないこと。

(5) 傍聴席の手すりに手をかけて乗り出し、議場をのぞき見しないこと。

(6) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

2 一略一

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第3号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会条例(平成26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(会議の開催方法の特例) 第14条の2 一略一 2 一略一	(会議の開催方法の特例) 第14条の2 一略一 2 一略一 3 <u>オンライン会議システムにより開催された会議に参加した委員については、当該会議に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u>

(出席の特例)

第14条の3 一略一

2 一略一

(秩序保持に関する措置等)

第46条 委員長は、委員会において法、この条例又は大津市議会委員会規程に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2～4 一略一

(出席の特例)

第14条の3 一略一

2 一略一

3 オンライン会議システムにより会議に参加した委員については、当該会議に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

(秩序保持に関する措置等)

第46条 委員長は、委員会において法又はこの条例（これに基づく規程を含む。第54条及び第55条において「条例等」という。）に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2～4 一略一

(電子情報処理組織による通知等)

第54条 委員会又は委員長（以下この条及び次条第1項において「委員会等」という。）に対して行われる通知のうち条例等の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 委員会等が行う通知のうち条例等の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関する条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関する条例等の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

5 委員会等に対して行われ、又は委員会等が行う通知のうち当該通知に関する条例等の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情

報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 委員会等に対して通知を行い、又は委員会等から通知を受ける者について対面により本人であることを確認すべき事情がある場合、委員会等に対して行われ、又は委員会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第55条 条例等の規定において委員会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する条例等の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

（その他）

第56条 一略一

（その他）

第54条 一略一

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市議会委員会等傍聴条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第4号

大津市議会委員会等傍聴条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会等傍聴条例（平成26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この条例は、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）第70条第4項及び大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）第41条第2項の規定に基づき、委員会、全員協議会、議会広報広聴委員会、議会災害対策会議及び市政課題広聴会（以下「委員会等」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴券の発行）

第4条 一略一

2 一略一

3 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 一略一

(1) 刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者

(2) 鉢巻き、腕章（報道関係者が着用する腕章を除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(3) 垂れ幕、ポスター、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者

(5) ラジオ、拡声器、カメラ、ビデオカメラ、録音機の類を持っている者。ただし、第7条第1項ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき委員長の許可を得た者を除く。

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品の所持又は携帯の有無を質問させることができる。

3 一略一

4 一略一

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 一略一

(1) 言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 私語、騒ぎ立てること等会議の進行を妨げ、又は他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 帽子を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この

第1条 この条例は、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）第70条第4項及び大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）第41条第3項の規定に基づき、委員会、全員協議会、議会広報広聴委員会、議会業務継続会議及び市政課題広聴会（以下「委員会等」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴券の発行）

第4条 一略一

2 一略一

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 一略一

(1) 刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会室等に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を連れている者

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 一略一

4 一略一

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 一略一

(1) 委員会等における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室等に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

限りでない。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 携帯電話等音声を発生する機器の電源を切る
こと。

(7) 前各号に定めるもののほか、委員会室又は会
議室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるよう
な行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を
撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、
特に委員長の許可を得た者については、この限り
でない。

2 一略一

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったとき
は、速やかに退場しなければならない。

(3) 食事又は喫煙をしないこと。

(4) その他委員会室等の秩序を乱し、又は他人の
迷惑となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録
音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特
に委員長の許可を得た者については、この限りで
ない。

2 一略一

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったとき
は、直ちに退室しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。